

平成28年5月

中国語版の誓約書等について

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

はじめに

「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」（以下「提出書類通達」という。）には「最終用途誓約書」が規定され、「経済産業省が作成したものであり」として①最終需要者が確定している場合の「様式2」、②最終需要者が確定していない場合の「様式3」、③化学物質の最終需要者専用の「様式4」が定められています。

また、最終用途誓約書には「我々（私）は経済産業省からの「最終用途誓約書に係る注意事項」の内容を説明され、確かに理解しました。」という項目があり、最終需要者や買主又は荷受人がチェックする欄がありますが、この「最終用途誓約書に係る注意事項」もまた「提出書類通達」の別記3-1（最終需要者が確定している場合）、別記3-2（最終需要者が確定していない場合）に規定されています。

経済産業省の「安全保障貿易管理」のホームページの「申請手続き」→「個別許可申請」→「需要者等の誓約書の記載要領」には、「提出書類通達」の和文版の「様式」と「注意事項」とともに英語版も掲載されており、この和文版と英語版が公式のものとして認められています。

http://www.meti.go.jp/policy/ampo/kanri/shinseisho/tenpu24fy/seiyakusho_yoshiki_kisaiyouryou.html

* 「安全保障貿易管理説明会資料＜許可申請書手続の改正及び包括許可制度の手続の改正等」（平成24年4月）」にも和文版・英語版ともに掲載されています。

一方、「提出書類通達」ができた当初から中国語圏の需要者等に説明するのに中国語版の様式の「最終誓約書」と「最終用途誓約書に係る注意事項」が必要との強い要望がありました。こうした要望に応えるため、今般 CISTEC で利用頻度が多いと思われる誓約書「様式2」「様式3」と「注意事項等」を作成し、提供することにいたしました。経済産業省への許可申請に用いることはできず、その意味では非公式のものではありますが、中国語圏の需要者、買主、荷受人に説明し、誓約内容を理解させ、公式の和文又は英文の最終用途誓約書に署名していただくための参考になるものと思います。輸出者のご活用を期待いたします。